

## 専用サーバーサービス利用約款

GMO CLOUD AMERICA INC.

GMO CLOUD AMERICA INC. (以下、「当社」という。)が提供する専用サーバーサービス (以下、「本サービス」という。)の内容やその申込方法等については、この専用サーバーサービス利用約款 (以下、「本利用約款」という。)で定めています。本利用約款の内容の全部又は一部に同意しない方については、本サービスの利用をお断りしますので、本サービスの申込の前に、必ず本利用約款の内容を確認してください。

### 第1章 本利用約款の目的

#### 第1条 (本利用約款の目的)

本利用約款は、専用サーバーサービスの内容及びその申込方法等について定めることを目的とします。

### 第2章 本サービスの申込

#### 第2条 (申込の方法)

1. 本サービスの申込者は、当社のウェブサイトから申し込む方法又は申込書により申し込む方法のいずれかにより本サービスの申込を行うものとします。
2. 当社のウェブサイトから申し込む場合には、ウェブサイト上の申込フォームのすべての項目を漏れなく入力したうえ、画面に表示される手順に従って送信の操作を行ってください。
3. 申込書により申し込む場合には、当社が定める様式の申込書のすべての項目を漏れなく記入し、押印のうえ、これを当社又は当社が本サービスの申込の媒介を委託している当社の代理店に提出してください。
4. 本サービスの申込に際しては、次の各号に掲げるそれぞれの項目について、当社が第2項に定めるウェブサイト上の申込フォーム又は前項の申込書に掲げるものの中から希望するものを選んでください。
  - (1) 本サービスの種類 (以下、「サービスプラン」という。)
  - (2) 本サービスの利用期間 (以下、「利用期間」という。)
  - (3) 料金の支払方法
5. 本サービスの申込に際しては、本利用約款のすべての内容を確認してください。当社は、本利用約款の内容の全部又は一部を承諾しない方については、本サービスの利用をお断りしますので、その場合には第2項に定める申込のための送信の操作又は第3項に定める申込書の提出を行わないでください。

#### 第3条 (本サービスの利用の開始)

本サービスを利用する方 (以下、「お客さま」という。)は、次の各号に掲げるすべての要件を満たした時から本サービスを利用することができます。

- (1) 前条第2項に定める申込の情報又は前条第3項に定める申込書が当社に到達すること。
- (2) お客さまが第43条に定める料金及び消費税の全部 (以下、「利用料金等」という。)を当社に支払うこと。
- (3) 当社がお客さまに対して承諾の意思表示を行うこと。

#### 第4条 (承諾を行わない場合)

当社は、本サービスの申込者について次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、本サービスの申込に対して承諾を行わないことがあります。

- (1) 本利用約款に違背して本サービスを利用することが明らかに予想される場合。
- (2) 当社に対して負担する債務の履行について現に遅滞が生じている場合又は過去において遅滞の生じたことがある場合。
- (3) 本サービスの申込に際して当社に対し虚偽の事実を申告した場合。

- (4) クレジットカードによる料金の支払を希望する場合であって、クレジットカード会社の承認が得られない場合。
- (5) 申込の際に未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人であって、自らの行為によって確定的に本サービスの申込を行う行為能力を欠き、法定代理人その他の同意権者の同意又は追認がない場合。
- (6) 第53条第1項に定める反社会的勢力に該当する場合
- (7) 前各号に定める場合のほか、当社が業務を行ううえで支障がある場合又は支障の生じる恐れがある場合。

## 第3章 本サービスの内容

### 第1節 基本サービスとオプションサービス

#### 第5条（基本サービス）

当社は、サービスプランごとに当社が別に定めるところに従い、次の各号に掲げるサービスの全部又は一部を基本サービスとして提供します。それぞれのサービスの内容は、次節以降に定めるものとします。

- (1) 専用サーバーサービス
- (2) ハウジングサービス
- (3) ラックサービス

#### 第6条（オプションサービス）

1. 当社は、お客さまから特に申出があったときは、当社が別に定めるオプションサービスを前条の基本サービスに付加して提供します。
2. 当社は、オプションサービスの利用に際してお客さまが遵守すべき事項を明らかにするために、本利用約款とは別にオプションサービスの利用に関する規則を定める場合があります。オプションサービスを利用するお客さまは、本利用約款のほか、当該オプションサービスに関する規則についても遵守してください。

### 第2節 専用サーバーサービスの内容

#### 第7条（専用サーバーサービス）

1. 専用サーバーサービスとは、一台のサーバーを他の利用者との共用ではなくお客さま専用のサーバーとして利用することができるサービスをいいます。
2. 本利用約款においては、前項により当社が提供するお客さま専用のサーバーを「専用サーバー」といいます。

#### 第8条（IPアドレス）

1. 当社は、専用サーバーサービスの提供に際して、当社が割り当てる権限を有する特定のIP（Internet Protocol）アドレスを専用サーバーに割り当てます。
2. 当社は、前項にもとづいて割り当てたIPアドレスを第3条第3号に定める承諾の通知の際にお客さまに知らせます。
3. 当社は、第1項にもとづいて割り当てたIPアドレスを変更する場合があります。

#### 第9条（DNSサーバー）

1. 当社は、本サービスをドメイン名で利用することができるようにするため、第5条の基本サービスの提供に際して、プライマリDNS（Domain Name System）サーバー及びセカンダリDNSサーバーをあわせて提供します。ただし、お客さまから特に申出があったときは、プライマリDNSサーバー又はセカンダリDNSサーバーの一方又は双方を提供しない場合があります。
2. 当社は、前項にもとづき提供するプライマリDNSサーバー又はセカンダリDNSサーバーを変更する場合があります。

#### 第10条（登録済みのドメイン名の使用）

1. お客さま又は第三者の名義ですでに登録されているドメイン名があり、お客さまがそのドメイン名を使用する権利を有する場合には、お客さまは、本サービスの利用に際して、そのドメイン名を使用することができます。
2. 前項のサービスの利用を希望する場合には、本サービスの申込の際に、その旨及び希望するドメイン名を当社に知らせてください。なお、希望するドメイン名を使用することができない場合もあります。

#### 第11条（ドメイン名登録申請事務手続の代行サービス）

1. 当社は、特定のドメイン名管理団体に対し、お客さまが希望するドメイン名について、その登録申請事務手続の代行サービスを提供します。当社は、お客さまが本サービスの利用の際に使用するドメイン名に限り、このサービスを提供します。
2. 前項のサービスの利用を希望する場合には、本サービスの申込の際に、その旨及び希望するドメイン名を当社に知らせてください。なお、希望するドメイン名を登録することができない場合もあります。

#### 第12条（ドメイン名での本サービスの利用）

1. 当社は、前2条に定めるドメイン名で本サービスを利用することができるようにするため、特定のドメイン名管理団体に対して、必要な手続を行います。
2. 当社以外の同種の電気通信事業者等の提供するサービスの利用に際して使用していたドメイン名で本サービスを利用するためには、そのサービスを提供していた電気通信事業者等がドメイン名管理団体等に対して一定の手続を行う必要がある場合があります。万一、その電気通信事業者等の適切な協力が得られない場合には、そのドメイン名で専用サーバーサービスを利用することができない場合もあります。
3. 当社は、第1項の手続を行うため、お客さまに対して一定の事項について問い合わせを行うことがあります。問い合わせを行った日から1カ月を経過してもお客さまが当社に対して必要な応答を行わず、このため手続を履践することができないときは、当社は、本サービスを提供する義務を免れるものとします。
4. お客さまは、前項の定めるところにより当社が本サービスを提供する義務を免れた場合であっても、すでに支払った利用料金等の償還を受けることはできません。

#### 第13条（ドメイン名の登録を維持するためのサービス）

当社は、第10条及び第11条に定めるドメイン名のドメイン名管理団体における登録を維持するために必要なサービスを提供します。

#### 第14条（主たるドメイン名）

1. 本サービスの申込に際しては、本サービスの利用にあたって使用する主たるドメイン名を当社に知らせてください。
2. お客さまは、本サービスの利用にあたって使用する主たるドメイン名を前項のドメイン名と異なるものに変更することができません。
3. お客さまは、本サービスの利用にあたって、一台の専用サーバーにつき一つのドメイン名に限り、これを主たるドメイン名として使用することができます。

#### 第15条（ドメイン名管理団体の制限）

当社がお客さまに提供するドメイン名登録申請事務手続の代行サービス（第11条）、ドメイン名で本サービスを利用することができるようにするための手続（第12条）及びドメイン名の登録を維持するためのサービス（第13条）については、米国ICANN（Internet Corporation for Assigned Names and Numbers）がドメイン名の登録を行う権限を有するものとして定めるドメイン名管理団体のうち、当社が別に定める特定のドメイン名管理団体に対してのみ、これを行います。

#### 第16条（インターネットへの接続）

当社は、お客さまがその端末機器をインターネットに接続するために必要なサービスを提供しません。本サービスの利用に際しては、お客さまの端末機器をインターネットに接続するための手段をお客さまの責任において用意する必要があります。

#### 第17条 (ログの非公開)

当社は、別に定める場合を除くほか、当社がお客さまに提供する専用サーバーに対するアクセスの状況の記録(ログ)の内容をお客さまに知らせるサービスを提供しません。

### 第3節 ハウジングサービスの内容

#### 第18条 (ハウジングサービス)

1. ハウジングサービスとは、通信機器やサーバー(以下、「通信機器等」という。)を設置するための回線設備が整ったデータセンターにおいて、お客さまの通信機器等又は当社がお客さまに提供する通信機器等を設置するためのスペース(以下、「ハウジングスペース」という。)を提供するサービスをいいます。
2. 前項のハウジングサービスの詳細は、当社がお客さまに提出するサービス仕様書に定めるものとします。

#### 第19条 (原状回復義務)

1. お客さまは、利用期間の満了、解除その他の理由によりハウジングサービスの利用を終了する場合には、当社が指定する日までにお客さまの通信機器等を撤去し、ハウジングスペースを原状に復して当社に返還するものとします。
2. 当社は、お客さまが前項の原状回復義務を履行しない場合には、お客さまの費用において原状回復を行うことがあります。

#### 第20条 (譲渡担保)

1. 当社は、本サービスの料金、前条第2項の費用その他本サービスに関連して生じたお客さまに対する債権を担保するため、ハウジングスペースに設置されたお客さまの通信機器等について譲渡担保権を有するものとします。
2. 当社は、お客さまが本サービスの料金等の支払を怠ったときは、任意の時期、方法及び金額によりハウジングスペースに設置されたお客さまの通信機器等を換価処分し、その処分代金を本サービスの料金等、本サービスに関連して生じた費用及び担保権実行費用に、任意の順序で充当できるものとします。なお、換価処分する際に譲渡担保権の設定を受けた通信機器等の内部にデータが存在する場合、当社はそのデータを消去するものとし、消去されたデータについて一切の責任を負いません。

### 第4節 ラックサービスの内容

#### 第21条 (ラックサービス)

1. ラックサービスとは、一基のサーバーラックを構成するすべての区画(ユニット)のうち、特にお客さま専用のサーバーを設置するための区画(ユニット)を当社がお客さまのために確保し、お客さまが必要なときにこれを利用することができるサービスをいいます。
2. 本利用約款において、前項により当社が提供するお客さま専用の区画(ユニット)を「ラックスペース」といいます。
3. ラックスペースに設置することのできる専用サーバーの台数については、当該ラックスペースに供給される電源の容量との関係で一定の制約があります。

#### 第22条 (ネットワーク機器及びネットワークの構成)

1. お客さまは、当社が本サービスのために使用するルーター、スイッチ、ハブその他のネットワーク機器について、設置の有無、設置位置の変更又は特定の機器の利用を当社に求めることができません。
2. お客さまは、本サービスにおけるネットワークの構成について、特定の構成の採用又は現在のネットワークの構成の変更を当社に求めることができません。

## 第4章 サポート

### 第23条 (サポート)

1. 当社は、本サービスに関するお客さまからの問い合わせについて、当社が別に定めるところに従い、これに回答するサービス（以下、「サポート」という。）を提供します。ただし、当社が別に定めるサービスプランについては、この限りではありません。
2. サポートの業務は、当社が別に定める時間内に限り、これを行います。

## 第5章 お客さまの義務

### 第24条 (データ等のバックアップ)

1. お客さまは、専用サーバーに保存されたデータ、プログラムその他の電磁的記録（以下、「データ等」という。）の滅失又は損傷に備えて定期的にその複製を行うものとします。
2. 当社は、別に定める場合を除くほか、データ等の滅失又は損傷に備えてあらかじめその複製を行うサービスを提供しません。
3. 当社は、別に定める場合を除くほか、データ等が何らかの事由により滅失又は損傷した場合において、これを復元するサービスを提供しません。

### 第25条 (禁止行為)

お客さまは、本サービスを利用して、次の各号に掲げる行為を行い、又は第三者にこれを行わせてはいけません。

- (1) 法令又は公序良俗に反する行為
- (2) 犯罪行為又は犯罪行為に結びつく恐れのある行為
- (3) 当社若しくは第三者の商標権、著作権等の知的財産権を侵害する行為又は侵害する恐れのある行為
- (4) 第三者のプライバシーを侵害する行為又は侵害する恐れのある行為
- (5) スпамメールの発信の禁止等、インターネットの参加者の間において確立している慣習に反する行為
- (6) 事実に反する情報又はその恐れのある情報を提供する行為
- (7) 当社の設備に過大な負荷を与える行為
- (8) 前各号に掲げるほか当社が不適切と判断する行為

### 第26条 (専用サーバーの管理)

1. 専用サーバーは、お客さまの責任において適切にこれを管理してください。
2. 専用サーバーについて次の各号に掲げるいずれかの事由が生じたときは、お客さまの責任において適切に専用サーバーの修補を行ってください。
  - (1) 専用サーバーが故障し、これが正常に動作しないとき。
  - (2) 専用サーバーが第三者によって不正にアクセスされ、その基本ソフトウェアその他の機能が不正に変更されたとき。
  - (3) 専用サーバーがコンピューターウイルスに感染したとき。
3. 前2項に定める専用サーバーの管理は、インターネットを経由した遠隔操作によりこれを行ってください。お客さまは、専用サーバーの管理に際して、当社がその専用サーバーを設置するデータセンターに立ち入ることができません。
4. お客さまは、第1項及び第2項に定める専用サーバーの適切な管理を欠いたために当社に損害が生じたときは、これを賠償する責任を負います。

### 第27条 (当社が自発的に行う修補)

専用サーバーについて前条第2項各号に掲げるいずれかの事由が生じたときは、当社は、次条に定めるお客さまの依頼がない場合であっても、次の各号に掲げるものの中からいずれかの方法を選んで専用サーバーの修補を行うことがあります。

- (1) 専用サーバーの筐体の取替

- (2) 基本ソフトウェアの再インストール
- (3) その他の修補

#### 第28条（当社がお客さまの依頼にもとづいて行う修補）

専用サーバーについて第26条第2項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合において、お客さまがその修補を行うことができないときは、前条各号に掲げるものの中からいずれかの方法を選んで専用サーバーの修補当社に依頼することができます。この修補の依頼は、当社が別に定める方法によりこれを行ってください。

#### 第29条（ID等の管理）

1. 当社は、本サービスを提供するために運用する各種のサーバー（以下、「当社のサーバー」という。）にアクセスするために必要なユーザーID及びパスワード（以下、「ID等」という。）をお客さまに対して発行します。
2. お客さまは、ID等を善良な管理者の注意をもって適切に管理し、これらが他に漏れないように注意を尽くさなければなりません。
3. 当社は、当社のサーバーにアクセスしようとする者に対してID等の入力を求めることによってその者のアクセスの権限の有無を確かめる場合には、正しいID等を構成する文字列と入力されたID等を構成する文字列が一致するときは、その者にアクセスの権限があるものとして取り扱います。
4. お客さまは、ID等の適切な管理を欠いたために当社に損害が生じたときは、これを賠償する責任を負いません。

#### 第30条（営業秘密等の漏洩等の禁止）

1. お客さまは、当社の事業に関する技術上又は営業上の情報であって公然と知られていないもの又は当社の顧客に関する情報を入手したときは、当社がこれを秘密として管理しているかどうかに関わらず、その入手した情報の存在若しくは内容を漏らし、又は本サービスの利用以外の目的でこれを利用してはいけません。
2. 前項の規定は、本サービスの終了後も適用するものとします。

#### 第31条（お客さまと第三者との間における紛争）

1. お客さまは、本サービスの利用に際して第三者との間において生じた名誉毀損、プライバシーの侵害、ドメイン名を使用する権利の有無その他一切の紛争について、お客さま自身の責任で誠実にこれを解決しなければなりません。
2. お客さまが使用するドメイン名について第三者よりUDRP（統一ドメイン名紛争処理方針：Uniform Domain Name Dispute Resolution Policy）にもとづく申立があった場合、お客さまは、ICANNの認定した紛争処理機関が行う紛争処理手続に参加し、その裁定に従わなければなりません。

#### 第32条（契約上の地位の処分の禁止等）

1. お客さまは、当社の承諾がない限り、本利用約款にもとづくお客さまの地位、権利又は義務について、これを第三者に譲渡し、又は担保に供することができません。
2. お客さまは、専用サーバーの一部の領域を有償又は無償で第三者に利用させることができます。
3. 当社は、前項によりお客さまが専用サーバーの一部の領域を第三者に利用させる場合において、その領域を利用する方に対して、専用サーバーサービスの提供その他の一切の責任を負いません。また、その領域を利用する方は、当社に対して、専用サーバーサービスの利用その他の一切の権利を有しません。

#### 第33条（当社からの通知）

1. 当社がお客さまに対して電子メール、郵便又はファックス等で通知をした場合には、その内容をよく読み、不明の点があるときは、当社に問い合わせてください。
2. 当社は、前項の通知の内容をお客さまが理解しているものとして本サービスの提供及び本サービスに関するその他の事務を行います。
3. 当社の名義で作成された電子メール、郵便物又はファックス等をお客さまが受け取った場合において、その内容が明らかに不自然であるときは、偽造されたものである可能性がありますので、速やかに当社に連絡して

ください。

#### 第34条 (変更の届出)

1. 本サービスの申込の際に当社に知らせた事項について変更があったときは、当社が別途定める方式に従って、変更の内容を速やかに当社に届け出てください。
2. 当社は、前項の届出が当社に到達し、かつ、当社が変更の事実を確認するまでは、変更のないものとして本サービスの提供及び本サービスに関するその他の事務を行います。
3. 前2項の規定は、本条により当社に届け出た事項についてさらに変更があった場合にこれを準用します。
4. 第1項及び第2項の規定は、相続又は合併により本利用約款にもとづくお客さまの地位の承継があった場合にこれを準用します。この場合には、本利用約款にもとづくお客さまの地位を承継した方が、本条に定める変更の届出を行ってください。

#### 第35条 (本サービスの利用に関する規則)

1. 当社は、本サービスの利用に際してお客さまが遵守すべき事項を明らかにするために、本利用約款とは別に本サービスの利用に関する規則を定める場合があります。その規則の内容は、当社のウェブサイトへの掲載等、適当な方法でお客さまに知らせます。
2. 当社は、前項により定めた規則の内容を改定する場合があります。改定された規則の内容は、当社のウェブサイトへの掲載等、適当な方法でお客さまに知らせます。
3. お客さまは、本利用約款のほか、本条にもとづいて当社が定める規則についても遵守してください。

### 第6章 本サービスの停止等

#### 第36条 (本サービスの提供の停止)

1. 当社は、お客さまが本利用約款の規定に違反する行為を行っているとき又は本サービスの提供のために緊急の必要があるときは、直ちに無催告で本サービスの提供を停止することができるものとします。
2. お客さまは、前項により当社が本サービスの提供を停止した場合であっても、すでに当社に支払った利用料金等の償還を受けることはできません。

#### 第37条 (本サービスの廃止)

1. 当社は、業務上の都合により、お客さまに対して現に提供している本サービスの全部又は一部を廃止することがあります。
2. 当社は、前項に定める本サービスの廃止を行う場合には、その1カ月前までにその旨をお客さまに通知します。

#### 第38条 (本サービスの利用不能)

1. お客さまは、当社の設備の保守、電気通信の障害や遅延、当社の設備内のソフトウェアの瑕疵その他の事由により本サービスを利用することができない事態が生じるものであることを了承するものとします。
2. お客さまは、コンピューターウイルス又はセキュリティの欠陥等のために当社のサーバーその他のコンピューターシステムに保存されているデータ等が滅失若しくは損傷し、又はこれが改変される事態が生じるものであることを了承するものとします。

### 第7章 免責

#### 第39条 (不可抗力)

当社は、天災、疫病の蔓延、悪意の第三者による妨害行為又は本サービスの提供に際して当社が利用する電気通信事業者の設備の故障等、当社に責任のない事由により、お客さまが本サービスを利用することができなくなった

場合であっても、これによりお客さまに生じた損害について、一切の責任を負いません。

#### 第40条（免責）

1. 当社は、次の各号に掲げるいずれかの事由によりお客さま又は第三者に損害が生じた場合において、当社の過失の有無やその程度に関わらず、データ等の復旧、損害の賠償その他一切の責任を負いません。
  - (1) データ等が当社のサーバーその他の設備の故障その他の事由により滅失若しくは損傷し、又は外部に漏れたこと。
  - (2) お客さま又は第三者が専用サーバーに接続することができず、又は専用サーバーに接続するために通常よりも多くの時間を要したこと。
  - (3) お客さま又は第三者がデータ等を他所に転送することができず、又はこれを他所に転送するために通常よりも多くの時間を要したこと。
  - (4) お客さまがドメイン名の登録を維持するためのサービスを利用する場合において、当該ドメイン名について登録又は維持ができなかったこと。
2. 当社は、前項各号に掲げる事由によるもののほか、本サービス自体によりお客さま又は第三者に生じた損害について、当社の過失の有無やその程度に関わらず、データ等の復旧、損害の賠償その他一切の責任を負いません。

#### 第41条（担保責任の否定）

1. 次の各号に掲げる事項のほか、本サービスに関する事項について当社が何らかの担保責任を負う旨を定める法律の規定は、当社とお客さまの間においては、これを適用しないものとします。
  - (1) 本サービスが一定の品質を備えること。
  - (2) 本サービスの内容が特定の利用目的にかなうこと。
  - (3) 本サービスを利用することが第三者の権利を侵害するものではないこと。
2. 本利用約款は、明示、黙示を問わず、前項各号に掲げる事項その他の本サービスに関する事項について当社が何らかの担保責任を負う旨を定めるものではありません。

#### 第42条（消費者契約に関する免責の特則）

本利用約款の条項のうち、次の各号に掲げるものは、個人のお客さま（事業として又は事業のために本サービスを利用するお客さまを除く。）については、当社の責任の全部を否定するのではなく、その債務不履行が生じ、その不法行為がなされ、又はその瑕疵が存した期間の分の月額利用料金に相当する金額を限度として当社がその損害をお客さまに賠償するものと読み替えるものとします。

- (1) 当社の債務不履行によりお客さまに生じた損害を賠償する責任の全部を否定する旨を定める条項。
- (2) 本利用約款における当社の債務の履行に際してなされた当社の不法行為によりお客さまに生じた損害を賠償する民法の規定による責任の全部を否定する旨を定める条項。
- (3) 本サービスの目的物に隠れた瑕疵があるとき（本サービスが請負契約の性質を有する場合には、本サービスによる仕事の目的物に瑕疵があるとき。）に、その瑕疵によりお客さまに生じた損害を賠償する当社の責任の全部を否定する旨を定める条項。

## 第8章 料金

#### 第43条（料金の種類）

1. お客さまは、次の各号に掲げる料金を当社に支払うものとします。
  - (1) 新規セットアップ料金
  - (2) 月額利用料金
2. お客さまが第11条に定めるドメイン名登録申請事務手続の代行サービス又は第13条に定めるドメイン名の登録を維持するためのサービスを利用する場合には、前項各号の料金のほか、ドメイン名登録申請事務手続代行料金又はドメイン名維持料金を当社に支払うものとします。
3. お客さまが第6条に定めるオプションサービスを利用する場合には、前2項に定める料金のほか、オプション



ンサービス利用料金を当社に支払うものとします。

4. 本サービスの利用及びその料金の支払に際して生じる公租公課、銀行振込手数料その他の費用については、お客さまがこれを負担するものとします。
5. 本条の規定は、第49条及び第50条の定めるところにより本サービスが更新される場合にこれを準用します。ただし、第1項第1号の料金については、この限りではありません。
6. 当社は、既存の特定のサービスプラン又は新たに設ける特定のサービスプランについて、データ転送料金を当社に支払うべき旨を定める場合があります。この場合には、当月において専用サーバーから他所へ転送されたデータの量に応じたデータ転送料金を当社に支払うものとします。

#### 第44条（料金の額）

1. 当社は、前条に規定するすべての料金についてあらかじめその額を定め、当社のウェブサイトへの掲載等、適当な方法でこれをお客さまに知らせます。
2. 当社は、前項により定めた料金額を変更することがあります。変更された料金額は、当社のウェブサイトへの掲載等、適当な方法でこれをお客さまに知らせます。

#### 第45条（料金の支払方法）

1. お客さまは、本サービスの申込の際に第2条第4項にもとづいて料金の支払方法として次の各号のいずれかを選ぶものとします。
  - (1) 当社の銀行預金口座への振込
  - (2) クレジットカード
2. 料金の支払方法としてクレジットカードを選ぶ場合には、本サービスの申込の際に、その利用するクレジットカード会社、カード番号、名義、有効期限等、お客さまのクレジットカードに関する事項を申込フォーム又は申込書の所定の欄に入力又は記入してください。
3. サービスプラン又は本サービスの利用期間によっては、第1項各号の支払方法のうち、利用することのできない支払方法がある場合があります。利用することのできない支払方法がある場合は、当社のウェブサイトへの掲載等、適当な方法でこれをお客さまに知らせますので、それ以外の支払方法を選んでください。

#### 第46条（料金の支払時期）

料金は、これを前払いとします。ただし、第43条第6項に定めるデータ転送料金については、この限りではありません。

#### 第47条（早期の解除の場合の料金の返金）

1. 本サービスについてお客さまが満足することができなかった場合には、当社は、本条の定めるところに従って料金の一部を返金します。ただし、当社が別に定めるサービスプランについては、この限りではありません。
2. 当社は、お客さまが第51条第2項にもとづいて当社の定める方式に従って本サービスの解除を行い、その解除の通知が本サービスの利用開始日から起算して30日を経過するまでに当社に到達したときは、同条第4項の規定に関わらず、そのお客さまが本サービスの申込の際に当社に支払った利用料金等のうち月額利用料金及びオプションサービス利用料金の全部に相当する金額を当社の別に定める方法によりお客さまに返金します。ただし、オプションサービス利用料金のうち、当社が別に定めるものについては、この限りではありません。

## 第9章 本サービスの更新及び終了等

#### 第48条（利用期間）

1. 第2条第4項によりお客さまが選んだ利用期間をもって、本サービスの利用期間とします。
2. ある月の途中において本サービスの利用を開始した場合には、本サービスの利用を開始した日から利用期間が経過した日をもって、本サービスの利用期間の満了日とします。
3. 前2項の規定は、次条及び第50条の定めるところにより更新された本サービスにこれを準用します。この場合には、第2項における「成立した」は、これを「更新された」と読み替えるものとします。

#### 第49条（銀行振込の場合の本サービスの更新）

1. 第45条第1項の定めるところにより料金の支払方法として当社の銀行預金口座への振込を選んだお客さまの本サービスの更新については、本条の定めるところに従います。
2. お客さまが本サービスを更新しようとする場合には、利用期間の満了日の3日前（金融機関の休日は除いて数える。）までに利用料金等に相当する金額を当社のあらかじめ指定する銀行預金口座に振り込むものとします。
3. 前項の定めるところによりお客さまが利用料金等に相当する金額を当社のあらかじめ指定する銀行預金口座に振り込んだときは、本サービスは、利用期間の満了の時に従前と同一の内容をもって更新されるものとします。
4. お客さまが利用期間の満了日の3日前（金融機関の休日は除いて数える。）までに第2項の定めるところにより利用料金等に相当する金額を振り込まない場合には、本サービスは、利用期間の満了日をもって終了するものとします。
5. 当社は、第3項に定める振込については、当社がその事実を確認するまでは、その振込がないものとして取り扱います。

#### 第50条（クレジットカードの場合の本サービスの更新）

1. 第45条第1項の定めるところにより料金の支払方法としてクレジットカードを選んだお客さまの本サービスの更新については、本条の定めるところに従います。
2. 当社は、利用期間の満了日の3日前（金融機関の休日は除いて数える。）までにお客さまから本サービスを更新しない旨の通知がないときは、第45条第2項のクレジットカードにより当社が利用料金等に相当する金額の支払を受けるための手続を利用期間の満了日づけで当社とそのクレジットカード会社との間で行います。
3. 前項の定めるところにより当社とそのクレジットカード会社との間において当社が利用料金等に相当する金額の支払を受けるための手続が完了したときは、本サービスは、利用期間の満了の時に従前と同一の内容をもって更新されるものとします。
4. 利用期間の満了するまでに第2項の手続が完了しない場合には、その本サービスは、利用期間の満了日をもって終了するものとします。
5. 当社は、第3項に定める手続については、当社がその事実を確認するまでは、その手続が完了していないものとして取り扱います。

#### 第51条（お客さまの行う解除）

1. お客さまは、いつでも将来に向かって本サービスの解除を行うことができます。
2. 前項の解除権を行使する場合には、当社の定める方式に従って当社に対して解除の通知を行わなければなりません。当社の定める方式に従わない場合には、解除の効果は生じません。
3. お客さまが本条に定める解除を行ったときは、本サービスは、その解除の通知においてお客さまが指定した日をもって終了するものとします。
4. お客さまは、本条に定める解除を行った場合であっても、すでに当社に支払った本来の利用期間の満了日までの間の利用料金等の全部又は一部の償還を受けることはできません。

#### 第52条（当社の行う解除）

1. 当社は、お客さまについて次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、直ちに無催告で本サービスの解除を行うことができます。
  - (1) 本利用約款で定める義務に違背した場合。
  - (2) 破産手続その他の倒産手続の申立が行われた場合。
  - (3) 当社に対し虚偽の事実を申告した場合。
  - (4) 前各号に定める場合のほか、当社が業務を行ううえで重大な支障がある場合又は重大な支障の生じる恐れがある場合。
2. 当社は、本条に定める解除を行った場合であっても、そのお客さまに対する損害賠償請求権を失わないものとします。

### 第53条（反社会的勢力の排除）

1. 当社及びお客さまは、相手方に対して、お客さまが本利用約款に同意した日及び将来にわたって、自己又は自己の役職員が次の各号に掲げる者（本利用約款において、「反社会的勢力」という。）でないことを表明し、保証します。
  - (1) 暴力団、暴力団の構成員（準構成員を含む。）又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者。
  - (2) 暴力団関係企業。
  - (3) 総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団又はこれらの団体の構成員。
  - (4) 前各号に準じるもの。
2. 当社及びお客さまは、次の各号のいずれかに該当する行為若しくは該当するおそれのある行為を行わず、又は第三者をして行わせしめないことを相手方に対して表明し、保証します。
  - (1) 暴力的な要求行為。
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動を行い、又は暴力を用いる行為。
  - (4) 風説の流布、偽計若しくは威力を用いて信用を毀損し、又は業務を妨害する行為
  - (5) 前各号に準じる行為。
3. 当社及びお客さまは、相手方が前2項に定める表明保証に反した場合は、将来に向かって直ちに本サービスの解除を行うことができます。
4. 当社又はお客さまが本条に定める解除を行ったときは、本サービスは、その解除の通知が相手方に到達した日をもって終了します。
5. 当社及びお客さまは、本条に定める解除を行った場合であっても、相手方に対する損害賠償請求権を失わないものとします。なお、解除された当事者は、解除した当事者に対して損害賠償を請求することはできません。

## 第10章 紛争の解決等

### 第54条（準拠法）

本利用約款の準拠法は、日本国の法令とします。

### 第55条（裁判管轄）

本利用約款に関する訴えについては、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

### 第56条（紛争の解決のための努力）

本サービスに関して紛争が生じたときは、各当事者は、相互の協力の精神にもとづき誠実に解決のための努力をするものとします。

## 第11章 本利用約款の改定

### 第57条（本利用約款の改定）

当社は、実施する日を定めて本利用約款の内容を改定することがあります。その場合には、本利用約款の内容は、その実施する日から、改定の内容に従って変更されるものとします。

### 附則（2007年4月1日実施）

本利用約款は、2007年4月1日から実施します。

### 附則（2012年4月2日改定）

本利用約款は、2012年4月2日に改定し、即日実施します。

**Ver2.2**